

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第四十四条関係）

改正案				現行			
別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）				別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）			
四	三	一	番号	四	三	一	番号
			課税物件				課税物件
株券、 出資証 券若し くは社 債券又 は投資 信託、 貸付信	（略）	（略）	物件名 定 義	株券、 出資証 券若し くは社 債券又 は証券 投資信 託若し	（略）	（略）	物件名 定 義
1 （略） 2 出資証券と は、相互会社 （保険業法） 平成七年法律 第百五号）第 二条第五項（ 定義）に規定	（略）	（略）	課税標準及び税率	1 （略） 2 出資証券と は、相互会社 （保険業法） 平成七年法律 第百五号）第 二条第五項（ 定義）に規定	（略）	（略）	課税標準及び税率
次に掲げる券面 金額（券面金額の 記載のない証券で 株数（端株券にあ つては、端株の一 株に対する割合。 以下この号におい て同じ。）又は口 目とす	（略）	（略）	非課税物件	1 （略） 2 受益権 を他の投 資信託の 受託者に 取得させ ることを 目的とす	（略）	（略）	非課税物件

託若し くは特 定目的 信託の 受益証 券	する相互会社 をいう。以下 同じ。の作 成する基金証 券及び法人の 社員又は出資 者たる地位を 証する文書（ 投資信託及び 投資法人に関 する法律（昭 和二十六年法 律第百九十八 号）に規定す る投資証券を 含む。）をい う。 3 （略）	数の記載のあるも のにあつては、一 株又は一口につき 政令で定める金額 に当該株数又は口 数を乗じて計算し た金額）の区分に 応じ、一通につき 、次に掲げる税率 とする。 五百万円以下のも の 二百円 五百万円を超え千 万円以下のもの 千円 千万円を超え五千 万円以下のもの 二千円 五千万円を超え一 億円以下のもの 一万円 一億円を超えるも	る投資信 託の受益 証券で政 令で定め るもの
くは貸 付信託 の受益 証券	する相互会社 をいう。以下 同じ。の作 成する基金証 券及び法人の 社員又は出資 者たる地位を 証する文書（ 証券投資信託 及び証券投資 法人に関する 法律（昭和二 十六年法律第 百九十八号） に規定する投 資証券を含む 。）をいう。 3 （略）		とする証 券投資信 託の受益 証券で政 令で定め るもの

二十　　五	
(略)	
(略)	
(略)	の 二万円
(略)	

二十　　五	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	